# 第11次労働災害防止計画の概要

## 1 労働災害防止計画

労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に 関し重要な事項を定めた計画

#### 2 計画期間

平成20年度~平成24年度(5ヵ年)

# 3 労働災害発生状況等

(1) 死亡者数

第9次労働災害防止期間 107人 → 第10次労働災害防止期間 82人

(2) 休業4日以上の死傷者数

第 9 次労働災害防止期間 7,717人  $\rightarrow$  第10次労働災害防止期間 6,242人 ※第10次労働災害防止計画期間(平成14年~平成19年)中における労働災害総件数(死傷者数)の減少率は19.1%

- (3) 定期健康診断における有所見率 平成14年 **52.3%** → 平成19年 **55.1%**
- (4) 職業性疾病

第9次労働災害防止期間 431件 → 第10次労働災害防止期間 364件

- (5) 石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数 平成18年度 **12件** → 平成19年度 **5件**
- (6) 脳・心臓疾患(過労死等事案)及び精神障害等の労災認定件数

ア 脳・心臓疾患 平成18年度 3件 → 平成19年度 2件

イ 精神障害等 平成18年度 **1件** → 平成19年度 **0件** 

#### 4 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

- (1) 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進
- (2) 重篤な労働災害を防止するための対策の充実

### 5 計画の目標

(1) 目標

ア 死亡者数について、平成24年において、<u>平成19年と比して20%以上減</u> 少させること。

イ 死傷者数について、平成24年において、<u>平成19年と比して15%以上減</u><u>少</u>させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、**定期健康診断における有所見率の増** 加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

なお、平成24年までの間、これらの目標に向けた逐年での減少等を図る。

(2) 重点対策及びその目標

ア リスクアセスメントの実施率の着実な向上

- イ 機械災害、墜落・転落災害及び冬期労働災害の更なる減少
- ウ じん肺新規有所見者数及び特定化学物質等による職業性疾病の減少
- エ 健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率の着実な向上
- オ メンタルヘルスケアの取組の促進

### 6 計画における労働災害防止対策

- (1) 自主的な安全衛生活動の促進
  - ア リスクアセスメントの実施の促進
  - イ 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
  - ウ 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
  - エ 情報の共有化の推進等
- (2) 特定災害対策
  - ア 機械災害防止対策
  - イ 墜落・転落災害防止対策
  - ウ 交通労働災害防止対策
  - 工 冬期労働災害防止対策
- (3) 労働災害多発業種対策
  - ア 建設業対策
  - イ 製造業対策
  - ウ 第三次産業対策
  - 工 陸上貨物運送事業対策
  - 才 林業対策
  - 力 業種別労働災害防止対策
- (4)職業性疾病(石綿及び化学物質 関係を除く。)等の予防対策
  - ア 粉じん障害防止対策
  - イ 電離放射線障害防止対策
  - ウ 腰痛予防対策
  - エ 振動・騒音障害防止対策
  - オ 熱中症予防対策及び酸素欠乏症 等防止対策
- (5) 石綿障害予防対策
  - ア 解体作業等におけるばく露防止 対策等の徹底
  - イ 離職者の健康管理対策の推進

# (6) 化学物質対策

- ア リスクアセスメントの普及促進
- イ 化学物質による健康障害防止に 係る措置の徹底
- ウ 作業環境管理の一層の推進
- (7)メンタルヘルス対策及び過重労 働による健康障害防止対策
  - ア メンタルヘルス対策
  - イ 過重労働による健康障害防止対策
- (8)産業保健活動、健康づくり及び 快適職場づくり対策
  - ア産業保健活動の活性化
  - イ 健康づくり対策
  - ウ 快適職場づくり対策
- (9)安全衛生管理対策の強化について
  - ア 安全衛生教育の効果的な推進等
  - イ 中小規模事業場対策の推進
  - ウ 就業形態の多様化等に対する対 策
  - エ 高年齢労働者対策等の推進
- (10) 効率的・効果的な施策の推進について
  - ア 地域における労働災害多発業種 等対策の推進
  - イ 関係機関との連携等
  - ウ 各対策の効果の分析・評価等